

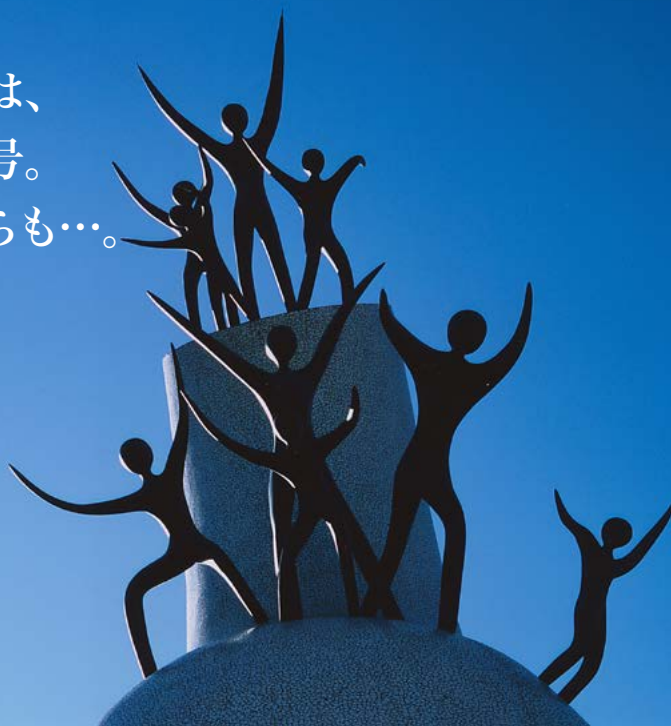
SEINENHORIZUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N600
2021・2・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協 H.P <http://www.seihokyo.jp>

『青年法律家』は、
600号。
そして、これからも…。



“母の塔” 岡本太郎

- 防衛大いじめ裁判 国に賠償命令 元学生逆転勝訴……………井下 顕
原発の設置変更許可処分を取り消す初判断—大阪原発訴訟大阪地裁判決……………谷 次郎
ヤサカ交通・不当労働行為事件について……………福山和人
【新春特別企画】座談会 新型コロナウイルス禍での憲法課題【第2回】……………憲法委員会
【新刊旧刊】日本裁判官ネットワーク著「裁判官だから書ける イマドキの裁判」……………北村 栄
第17回人権研究交流集会ご支援（弁護士参加協力券の購入）とご参加のお願い……………並木陽介
□ 分科会紹介
【シリーズ全国リレー・岩手】岩手支部会員の活動報告……………小笠原基也
【シリーズ】憲法を知るための12作品
「The PROM」ライアン・マーフィー監督—「みんなのプロム」を作るには……？……………藤井啓輔
ロースクールの実情と法曹養成 ロースクール制度の現状に対する雑感……………岡松勇希
＜「桜を見る会」を追及する法律家の会＞主催
「『桜を見る会』前夜祭 告発人集会」報告……………大山勇一
【議長ひとくちトーク】「裁判を受ける権利」……………上野 格
600号発行にあたって—「青年法律家」をもとに時代の流れを振り返る……………高野真人

E-mail bengaku@seihokyo.jp

600号記念

防衛大いじめ裁判 国に賠償命令 元学生逆転勝訴

福岡 井下 顕

1 防衛大学校とは

防衛大学校（以下、防衛大）は、文科省が所管する「大学」ではなく、将来の幹部自衛官を養成する自衛隊の教育・訓練施設であり、学生の身分は自衛隊員、特別職の国家公務員である。防衛大は四学年、全寮制で二四時間三六五日夜外部から遮断されて寮生活を送る。

防衛大では、上級生が下級生を「指導」する学長間指導が行われている。これは、将来の幹部自衛官として、部下自衛隊員を指揮するための訓練という位置付けである。しかし、その実態は、いじめや暴力の温床であり、学生を指導すべき教官も、学長間指導における暴力を見て見ぬふりをし

ている。

2 元学生が受けたいじめ・暴力等の数々

元学生が防衛大に入学して間もなく「粗相ポイント制」が始まった。これは一年生が「粗相」をした場合に入級生がポイントを加算していく制度で、粗相ポイントが一定数になると罰ゲームが待っている。元学生は風俗店で性行為を行い、最中の写真をSNSにアップするよう命じられた。元学生がこれを拒否したところ、命令に従わない反抗的な人間とされ、下腹部にアルコールを吹きかけられライターで火を放たれた。元学生は大やけどを負い、自習室の中は体毛が焼ける臭いが充満

し、そこに教官が入ってきたが「あまり騒ぐなよ」とだけ言い残して立ち去っていった。その後、元学生は命令に従わない人間というレッテルを貼られ、特定の上級生からターゲットにされた。元学生が母親に相談したところ、母親が教官と話したが、教官は元学生の被害も確認しない対応に終始した。その後、元学生はチクった人間として、さらにいじめのターゲットとされていった。

元学生は二年生に上がり、いつしか上級生はもうろん同級生からも、暴力やいじめの対象にされていった。元学生は二年時のゴールデンウィークに祖父の病気のため、福岡に帰省したが帰省手続中ミスをした。それを機に学生長から朝昼晩と凄まじい暴力を受け、学生長と同部屋の同級生からも、数十人の前で吊上げられ暴力をふるわれ

た。元学生は救いの手を求めて、防衛大内のカウンセリングルームに行ったが、カウンセラーからは「湿布でも貼っておけ」と言われるだけで、防衛大の中ではどこにも助けはないと考えるに至った。

母親は元学生を実家に帰ってくるよう説得し、元学生は希死念慮が激しい中、福岡に帰り休学した。休学して一カ月後、元学生のスマートフォン（グループライン）に、元学生の写真を黒く縁取りした写真（遺影を模した写真）がアップされた。同級生が「いいね！」ボタンを押し、さらに別の同級生が薬人形などのスタンプを七二四個もアップした。

3 防衛大内における凄まじい、いじめ・暴力等の実態

弁護団は、防衛大における歴年の服務違反行為数や自殺者数、刑法犯相当数や脱柵者数（防衛大から逃走しようとした者の数、なお「逃走」ではなく、「脱柵」と呼ばれている。「脱柵」とは家畜などが柵を越えて逃げ出すことをいう）などを情報公開請求で取り寄せ、証拠として裁判所に提出した。防衛大では、毎年、数名の自殺者もしくは自殺未遂者が出ており、さらには、毎年の刑法犯相当数も数十件に上り、脱柵者の数も毎年数十件に

上っている。

4 裁判等経過

裁判において、国（防衛大）は、徹底した情報隠蔽と責任逃れの姿勢に終始した。国が開示した証拠はほとんど黒塗りで、刑事罰が下された学生ですら自らの責任を否定し、教官は暴力は予測不可能であったなどと責任逃れの姿勢に終始した。

こうした中、福岡地裁は、被告学生と被告国の裁判を分離し、二〇一九年二月五日、福岡地裁は被告学生八名のうち七名に対し、不法行為責任を認め、総額九五万円円の賠償を命じた。一方、同年一〇月三日、福岡地裁は、国に対する元学生の請求を棄却し、国の責任を一切認めない不当判決を言い渡した。福岡高裁は、元学生の証人請求も却下するなどしたが、二〇二〇年二月九日、元学生逆転勝訴の判決を言い渡した。

高裁判決と地裁判決は、安全配慮義務の前提となる、予見可能性の対象について大きな違いがある。地裁判決は「国は、防衛大における学生生活全般において、学生の生命、身体及び健康に対する危険を具体的に予見し、その予見に基づいて危険の発生を未然に防止し、特に必要な注意をする義務を負う」と判示したのに対し、高裁判決

は「防衛大の中で行われる学生間指導によって学生の生命、身体及び健康に対する危険が生じないよう、学生間指導が適切に行われるような一般的な指導を実施するとともに、学生間指導により具体的な危険が発生する可能性がある」と認められる場合には、この危険の発生を防止するための具体的な措置を講ずべき義務も含まれる」と判示した。その上で高裁判決は元学生が受けたいじめの一つを丁寧な事実認定し、安全配慮義務違反を認めた。高裁判決は、元学生が「絶望的な気持ちを抱き、精神的な不調に陥り、希死念慮を抱くほどの状態になったものと認められる」と判断し、元学生が防衛大を退校せずに卒業していれば支給を受けられた学生手当等一二万円余を含む総額二六八万円円の賠償を国に命じた。

福岡高裁判決が出た直後から、全国津々浦々で上告断念運動が展開され、国は上告期限までに上告せず、福岡高裁判決は確定した。なお、同様の事件が、現在、横浜地方裁判所でたたかわれている。しかも、横浜地裁の元学生は、本件元学生と全く同じ中隊に属していた「同僚」である。今回の福岡高裁判決を踏まえ、横浜地裁での一審勝訴を願うものである。

原発の設置変更許可処分を取り消す初判断

大飯原発訴訟大阪地裁判決

大阪弁護士会 谷 次郎

二〇二〇年二月四日、大阪地裁第二民事部（森鍵一裁判長、齋藤毅裁判官、豊臣亮輔

裁判官）は、福井や岐阜、関西一円の住民らが提訴した関西電力大飯原発の設置許可取消訴訟において、日本の原発訴訟史上初めて、原発の設置変更許可処分を取り消す判決を言い渡した（判決文は裁判所のウェブサイトに掲載）。なお、原発行政訴訟の住民側勝訴事例としては、本件より前に「もんじゅ」に関する名古屋高裁金沢支部の判決（二〇〇三年一月二七日）があるが、この事件は無効等確認訴訟であった。

日 本 の 原 発 訴 訟 の 歴 史 は 一 九 七 三 年 提 訴 の 伊 方 原 発 訴 訟 に は じ ま っ た 。 全 国 各 地 の 立 地

反対闘争を押しつぶしながら原発の立地が進めら

れる中、愛媛県の伊方原発の地元住民らが国を相手に裁判で挑んだ。一九七八年に松山地裁で住民側敗訴の判決が言い渡され、住民側は「辛酸入佳境」と墨書きされた旗を出した（伊方原発訴訟については黒木亮の小説『法服の王国』（岩波現代文庫）がリアルに描写している。読んだことのない方は是非一度手に取ってほしい）。その後、伊方原発訴訟は最高裁で住民側敗訴が確定したが、伊方最高裁判決（一九九二年一月二九日）は、原発の設置許可に関する行政訴訟の判断枠組みについて、審査基準あるいは審査過程の過誤欠落があれば処分は違法という先例的判断をしていた。

本 件 訴 訟 の 判 決 は 、 こ の 伊 方 最 高 裁 判 決 の 判 断 枠 組 みに 依 拠 し た 上 で 、 原 発 の 耐 震 設 計

に関する基準地震動の設定について、原子力規制委員会が制定した地震動審査ガイドが、過去に観測された地震から計算された経験式の「ばらつき」を考慮せよとしているにもかかわらず、事業者の関西電力が平均値により策定しており、原子力規制委もそのことを是認していることが審査過程の過誤欠落であると認定して設置変更許可を取り消したものである。この判決は、二〇二二年三月の東日本大震災と福島原発事故後の、新規制基準の下での安全審査について裁判所が過誤欠落があると認定して違法としたものであり、その影響は極めて大きい。

本 件 訴 訟 は 福 島 原 発 事 故 か ら 一 年 あ ま り が 経 過 し た 二 〇 二 二 年 六 月 二 日 に 提 訴 さ れ た 。

その三カ月前に関西一円の住民は大飯三・四号機の民事仮処分事件を大阪地裁に提起していたが、この事件は二〇一三年四月に大阪地裁の却下決定（なお、今回の裁判長である森鍵一裁判官はこの仮処分決定で右陪席を務めていた）、二〇一四年五月に大阪高裁の即時抗告棄却決定がなされていた。

実は、本件訴訟の提訴当初は、今回の大阪地裁判決で違法認定を得た基準地震動の「ばらつき」の論点は争点としていなかったし、訴訟の形態としても、電気事業法に基づく義務付け訴訟というややアクロバティックな形態であった。その後、原子炉等規制法の改正により同法に基づく停止命令の義務づけ、そして設置変更許可後に同許可処分の取消訴訟へと、二回にわたる訴えの変更が行われ、訴訟の形態が情勢に即して変化した。訴訟で扱う争点も、当該原発を巡る情勢の変化に伴い、津波の問題や重大事故対策問題などを取り扱うようになっていた。

原告住民側が、今回勝訴した基準地震動の「ばらつき」の争点を本件訴訟で取り上げたのは、基準地震動に着目して住民側を勝訴させた大飯原発に関する福井地裁樋口判決（二〇一四年五月二二日（本紙五二〇号参照））、高浜原発に関する福井地裁仮処分樋口決定（二〇一五年四月一四日（本紙五三二号参照））を踏まえた二〇一五年九月からで

あった。その意味では、今回の判決は、伊方最高裁判決にはじまり、基準地震動に着目して住民側を勝訴させた志賀原発に関する金沢地裁井戸判決（二〇〇六年三月二四日）や、前記の福井地裁樋口判決・決定に代表されるこれまでの原発訴訟の歴史の延長上にあり、これまでの幾多にもわたる原発訴訟への取り組みの歴史的な成果として勝ち取られたものであることが確認されなければならない。

個

人的な話で恐縮だが、私にとっては、反原発運動は大学法学部に入学した一九九一年以来取り組んできたライフワークである。私は、同年に大阪地裁に提訴された高浜二号炉運転差止訴訟に原告として参加して（当時弱冠一九歳であった）、第一回口頭弁論の際の原告意見陳述で「うっかりと「将来弁護士になる」などと言ってしまったのが今に続く出発点であった」。

学生時代は大学内で学習会やピラまきをしたり、「もんじゅ」訴訟の傍聴支援のために期日ごとに大阪から快速や普通電車を乗り継いで福井地裁まで行ったり（しまいには、傍聴抽選のくじの特徴を見抜き、当たりが引けるようになった）、新潟の巻原発住民投票の応援に行ったり、高浜原発プルサーマル仮処分（一九九九年）に当事者として

参加するなどしていた。同仮処分では、住民側は一ロット数万ある燃料の検査データを執念で分析して核燃料の検査不正を暴き出し、関西電力を裁判外で燃料使用断念に追い込んだ。

寄り道が多かったので、司法試験に合格し、弁護士になったときは齢四〇を数えていたが、弁護士になってからは、大阪、佐賀、名古屋の原発訴訟弁護団に参画してきた（名古屋では、青法協弁学会合同部会前議長の北村栄先生と二緒させて頂いている）。この判決は、私にとっては、原発問題に取り組み始めてから二九年目で初めて獲得した原発訴訟の勝訴判決である。

二

〇二二年三月二日には、私が弁護団に参加している佐賀地裁の玄海原発訴訟で判決言渡が予定されている。佐賀地裁でも、大阪地裁の大飯原発訴訟と同様、基準地震動の「ばらつき」の問題を争点化しているので、引き続きの勝訴を期待している。

ヤサカ交通・不当労働行為事件 について

京都 福山 和人

一 事案の概要

近年、全国的に労働委員会への不当労働行為救済申立ては極めて少ない。組合組織率の減少という面もあるが、企業による悪質な組合つぶしも影を潜めたように思っていた。

ところが、時代が半世紀くらい遡ったかのような前近代的な不当労働行為が、京都のタクシー・バス業界トップのヤサカグループ（八業種一九社、従業員四五〇〇人超）で起こった。グループ傘下のヤサカ交通株式会社（従業員二二〇人程度、営業車両四〇数台）では、闘う労働組合（ヤサカ交通総合労働組合、以下「総合労組」という）と御用組合（ヤサカ交通労働組合、以下「ヤサカ労組」という）が併存し勢力が拮抗していたが、二〇一九年七月に新営業部長が就任して以降、総合労組を目の敵にした執拗な組合攻撃が行われるようになった。

すなわち、会社幹部が、総合労組は労働組合でなくサークルだと述べて組合の存在自体を否定する発言を繰り返し、ヤサカ労組に加入しない従業員は解雇する旨揭示し、ヤサカ労組だけが会社と団体交渉できると主張するなど、労働法に対する初歩的理解を欠いた敵対的行動を繰り返した。そして、総合労組書記長が組合掲示板に会社幹部批判の掲示を行ったことを口実に、会社は書記長

を懲戒解雇し、掲示板の使用を禁止した。またヤサカ労組に加入しない従業員は解雇する旨の掲示について質問・抗議した総合労組組合員について、同人が暴行を振るつたとのデマをでっちあげて、会社は懲戒解雇した。

このように本件は、支配介入、報復的不利益取り扱い、併存組合下における使用者の中立義務違反、便宜供与の一方的廃止、懲戒権濫用等々、不当労働行為のオンパレードの様相を呈している。以下、具体的に述べる。

二 会社の賃金抑制策

タクシー業界は、規制緩和政策による自由化に伴う車両数の増加によって過当競争に陥り、多くの企業において、料金体系の変更や台数削減等が行われたが、慢性的に業績は停滞している。

そんな中、会社は、二〇一九年に給与支給率を一律営業収入の六〇％とする「新給与体系」を打ち出した。また二〇二〇年春以降のコロナ禍において、①振替出勤（予約客が入っているなど高い営業収入が見込める公休日に出勤し通常の勤務日に休みを振り替える制度）の禁止、②最大で営業収入の八〇％の手当が支給される公休日の出勤の回数制限と支給率の引き下げ、③残業の禁止措置を強行してきた。

総合労組は、従業員の生活を守るために、①と

②には反対しつつ、コロナ禍による営業収入減少を考慮して、コロナの影響がある間は、③の残業禁止には同意した。ところが状況が改善した二〇二〇年六月になってもこれらの措置が解除されなかったため、総合労組は会社批判を強め、労使対立は深まっていた。

三 公開質問状の掲示を口実とした 書記長の懲戒解雇

そうした中、同年八月二七日の深夜、総合労組書記長は、会社幹部を批判する個人名による公開質問状を、委員長長の了解を得た上で組合掲示板に掲示した。

ところがヤサカ労組は、その直後の同年九月三日に本件掲示を非難する文書を掲示し、同月一日には個人名の掲示は就業規則違反だとして当該書記長を処分するよう会社に求める掲示を行った。それを受けて同月一九日に会社は書記長を懲戒解雇した。見事な「連携プレイ」というほかない。

しかし前記の掲示内容は、労働条件の切り下げを進める会社に対する批判であって、それは正當な組合活動の一環である。本件懲戒解雇は、組合及び書記長への嫌悪の意図にもとづく報復的ないし見せしめの解雇であり、不利益取り扱い及び支配介入にあたることは明らかであった。

四 掲示板の使用禁止、唯一交渉団体 条項等を口実とした組合攻撃

二〇二〇年九月二八日付で、会社から総合労組に対して、「組合名を名乗った掲示が繰り返し行われている。委員長が責任者である。会社責任者批判、嘘の内容の掲示物を掲示している。一〇月三日までに掲示物および組合のポストを撤去すること。撤去しない場合会社で処分する。一〇月三日以降、掲示板の使用を禁止する」旨の書面が交付された。

さらに同年一〇月八日、会社は、ヤサカ労組との労働協約に唯一交渉団体条項とユニオン・シヨップ条項があることを根拠に、「令和二年一〇月二一日までにヤサカ交通労働組合員で無い時はヤサカ交通株式会社乗務員でなくなります。したがって退職と成ります。」と記載した掲示物を会社の掲示板に掲示した。

言うまでもなく、唯一交渉団体条項が協約で合意されても、併存組合には団結権が等しく保障されるから、その条項を根拠に他組合の存在を否定したり団交拒否するのは違法であり、ましてや他組合の組合員を退職させることなどできない。ユニシ協定も、その効力は他組合の組合員には及ばないから、他組合の組合員を解雇することなどできない。掲示板等の便宜供与の一方的廃止も支配介入となる。こうした初歩的理解を欠く暴挙が、業

界トップの企業で行われたことに正直驚いた。

五 組合員の懲戒解雇

同年一〇月八日、前記掲示の趣旨を尋ねて抗議を行った総合労組の組合員と会社幹部との間で言い争いが起こった。会社は、組合員が暴行をふるったとのデマをでっちあげて、自宅待機命令を発するとともに、二〇二〇年二月七日、弁明の機会も与えずに懲戒解雇した。これは中心的な組合員を狙い撃ちにした報復的ないし見せしめの解雇であり、組合弱体化を狙った不利益取り扱い及び支配介入にあたることは明白である。

六 今後の展望

私たちは、二〇二〇年二月二六日に京都府労働委員会に不当労働行為救済申立を行うとともに（令和二年の第一号事件だった）、同日、総合労組書記長の懲戒解雇についても京都地裁に地位確認訴訟を提起し、地元マスコミに大きく取り上げられた。また組合員の懲戒解雇に対しても、近く京都地裁に地位確認訴訟を提訴予定である。

今後、地裁と労働委員会での審理が始まる。コロナ禍でたたかう労働組合を励ますことができるような早期完全勝利を目指して、全力で奮闘する決意である（弁護団は、吉田美喜夫、佐藤雄一郎、当職の三人）。

新春特別企画

座談会

新型コロナウイルス禍での
憲法課題
【第二回】

出席者

植松健一（立命館大学教授）

北村 栄（四四期）

辻田 航（六九期）

坪田 優（七二期）

金子美晴（七二期）

司会 山田大輔（六七期）

■ 新型コロナウイルス及びこれに関する
政府の対応による権利の侵害

山田 最初に、その新型コロナウイルスとそれに対する政府の対応による、権利の侵害や制約という場面をテーマとして議論をしたいと思います。

金子 私は、NPOで、ひとり親のためのメール・電話相談をしています。コロナの影響で収入が減ったり、休校で食費がかさむという相談が増えました。食事の回数を減らしているという声も一定あり、食料支援をする等しています。

コロナで経済が停滞する中、このままでは飢え死にする親子が出てくるのではないかと、誇張ではない危機感があります。生存権保障の問題

にまさに直面している気がします。

北村 大内先生には、私が弁護士長をしている「ブラックバイト対策弁護団あいち」の弁護士会議に毎回参加して頂いて、学生の現状の生の声を紹介して頂いています。そのお話を聞いて私が思ったのは、これまでいろんな不況があつたけれども、特にコロナの不況というのは、弱い人に本当にしわ寄せがいつているということです。例えばアルバイトの学生、僕はブラックバイトなら、そんなブラックなところはやめちゃえと伝えていましたが、今は、バイトがなくて困っている状況なんです。それで何が起るかという、学費が払えない。親も払えない、もちろん学生も払えない。しかし、学費が半年で五〇万、一〇〇万とど

んとくる。弱い人にもものすごくしわ寄せがきちゃっているわけ。

憲法二五条の観点からきちっとした手当をしないと、弱い人が一番やられるのがコロナショックだし、僕は本当に困っている社会的弱者のところを何とかしなきゃいけないって感じを受けました。

植松 いまの皆さんのお話を聞きながら思ったことを述べます。コロナが訪れる前も、日本は、政策としては一部の金持ちや企業を優遇する、株を持つてするような人は得をするけど、そうじゃない人達はむしろ生活を切り詰めて行かなければいけない、そういう政策を取ってきたわけです。そういう政策の歪みに苦しめられてきた人たちがいた



上段左から、植松会員、坪田会員、山田会員、下段左から金子会員、辻田会員、北村会員

はですすよね。野宿労働者とか、ひとり親家庭とか、生活困窮した単身高齢者とか、外国人労働者とか。国や行政による生存権保障の不十分さをかろうじてフォローできていたのが、もちろん法律家団体もそうですが、様々なNPOだとか自発的ないろんな支援の動きでした。例えば子ども食堂

のような取り組みとかです。ところが、ちょうどこのコロナの、特に緊急事態宣言以降とか、またこの第二波が深刻になってくると、そういう活動がなかなか上手に

なってくる。子ども食堂なんかやっぱり密になって感染が心配だといって開けないというような形で。今までも深刻だった人たちがもっと大変な状況に置かれているはずなんです。国民全体が自分たちも感染のリスクがある、そして仕事を失うかもしれないという中で、なかなか目が行かなくなっているけど、本当はその人たちは今どうしてるんだろうっていうのはすごく気になります。

その中でも、特に外国人技能実習生の人達は、仕事がなくなった後そもそも入国が出来なくなつて農家が困っているという話も聞きますけれども、一方で、日本に留まつて人達で仕事を失ってしまった人達がかなり困窮してるわけです。しかも、誤報道などもあって、世間の間では失業した実習生たちが犯罪を犯すというような、偏見が持たれています。みな余裕を失っているからかもしれないですが、そういう報道があるとすぐ外国人の犯罪であるかの偏見で見えてしまう。そういう悪いサイクルが働いている印象を受けます。だから、今までも大変だった人がより深刻な状況になっているのだけれど、それが見えにくくなっているというのには本当に深刻なことです。

坪田 先ほどの、生活保護受給者が増えるはずなのに増えないという問題ですが、コロナ禍以前からの自己責任という社会の雰囲気根本的な原因があると思っています。そんな状況になったのは、

自分の責任だという考えを個々人が持っていて、コロナ禍でそれが顕在化した。自分がそういう立場に置かれても、生活保護を受けるのは恥だと思つてしまう。

北村 大内先生が一番それをおっしゃっていますね。自助努力みたいなものが今でも言われている。学費が払えない、家庭が仕送りもできない、その背景には諸外国に比べて高い学費の問題があるんですけれど、これまでずっと自分でやってきなさいと言ってきた。それが今、しわ寄せが一番弱いところにドーンときている。だから今こそ声をあげなくてはいけないと思うんですよね。

坪田 自己責任の空気を打破するために、国民的な運動を起こすことが考えられます。今コロナ禍の自粛の中で、デモや集会がやりづらくなつてる中で、今後はどう運動を広げるかということも問題となってくると思います。

金子 先日、同性婚の訴訟で、院内集会を行いました。三密を避けることを考えて、最低限の人数以外はオンラインで配信しました。そうしたところ、YouTube Liveで二〇万もの再生があったんです。リアル参加だけだったら数十人ぐらいしか入れないところを、オンライン集会だと、ドーム規模のライブのような規模で観てもらえるので、その意義は大きいと思います。

植松 Zoomによりコミュニケーションの可能性

が広がったので、いろんな全国で同じ思いを持っていたり、問題意識を持つてる人が情報交換をしたり、いろんな取り組みをするのに有益だと思えます。また、国会の院内集会のような、政治家との接点やロビーも含めた部分でも一定のやり方はあるのかなと思います。

他方で、従前型のデモとか集会の意義というのは、そうしたみんなの情報、同士が集まるというその側面に加えて、外部にそこに人が集まって、そして何かメッセージを発してるんだっていうことも重要なはず。国会前に多くの抗議行動が集まったりすれば関係ない人もそこを通りがかつて、ちょっと何をやってるんだと思ってる人をもつてくれる人がいたり、一定数の数が集まればメディアも報道してくれる。そういった部分がいま失われているのは、非常に残念というかちょっと問題だろうと思います。ネットのそうした、せっかくやった集会に、アクセスがたくさんあるのをちゃんとメディアとかも反応してくれるというふうな形であるとまだいいんですが、どういふふうな形がいいのかはわかりませんけれども、いっばい集まっても画面だと結局数だけの問題で空間を支配できないという忤怩たるところはあるかなと思ってると思います。

北村 いかにこのZoom等を利用し問題意識の共有を広げるかですが、まずは大学生、若い人

にいろいろなことに関心をもってもらわないといけないと思います。これも大内先生から聞いた話ですが、唯一、今回、コロナ禍でよかったことは、学生さんに時間ができたことだと言われます。確かにそうですね。今まで生活のためのバイト等で、全く時間的・精神的にも余裕がなくて、情報に接して考える時間も余裕がなかったところ、急に時間、暇ができた訳ですね。そこで何が起ったかというと、学生が様々な問題について自分で考えることが出来るようになったのです。そこはこれまでと大きく違うわけですね。

だから大学入試共通テスト民間導入の反対運動や検察庁法の改悪反対について多くの市民が反対の意思を発信し成果を上げたわけですが、あれは有名人も発信したこともあるかと思いますが、若い大学生が、考える時間と余裕があることで出来たのですね。だから僕はそういう、今の若い人、大学生が今のコロナ禍にあつては時間があつて、社会問題も一定関心を持てる状況にあるわけだから、そこをいかに、LINEとかTwitterとか上手に使って、自分たちにも関係あるんだ、まさに自分の問題なんだ(奨学金とか授業料だとかに密接に関係するんだ)ということを、わかりやすく関連付けて発信することが大事だと思います。

(次号に続く)

お知らせ

▼一月十八日、当部会も参加している改憲問題対策法律家六団体連絡会と戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会は、アピール「私たちは、自民党四項目改憲を目的にした憲法審査会の開催と公選法並びの改憲手続法改正案の採決に反対します」を発表しました。

▼一月二〇日、改憲問題対策法律家六団体連絡会が「新型インフルエンザ等対策特措法等の一部を改正する法律案に反対する法律家団体の声明」を発表、一月二七日には「特措法等の改正案に関する法律家団体の緊急声明」を発表、要請を行いました。二月一日、「特措法等改正案の罰則規定の削除を求める法律家団体の緊急声明」を発表しました。

※詳細はホームページをご覧ください。

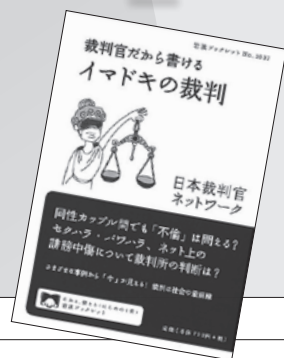
新刊 旧刊

二〇〇二年青法協あいち支部の永世事務局長の資格を持ちつつ弁護士任官したT氏も現在中心メンバーとして活躍をしており、今回も原稿を執筆したとのこと、是非皆さんに読んで頂きたいとのこと。

◎日本裁判官ネットワーク 著

『裁判官だから書ける イマドキの裁判』

あいち
北村 栄



『裁判官だから書ける』

イマドキの裁判』

二〇二〇年二月四日刊行

著者…日本裁判官ネットワーク

出版社…岩波書店

定価…七二〇円＋税

A5 二二〇頁

ま ず、著者の「日本裁判官ネットワーク」をご存じない方もいるので紹介すると、「開かれた日本の司法の推進と司法充実強化に寄与することを目的に一九九九年九月に設立された、現職の裁判官およびサポーターとしての元裁判官の会員により構成している」団体である。現在青法協には裁判官部会はないが、もしあればこの団体と仲良くなっていたと思う。

注 目のこの本は、岩波ブツクレットで二二〇頁、価格も七九二円（税込）とお手頃である。にもかかわらず、大変お得で優れているところが際立つ本である。

その一つが、形式がQ&Aで三〇もの題材、特にイマドキの話題が取り上げられているのが新鮮で興味深い。例えば同性カップル間での「不倫」は問えるか？ ネット上での誹謗中傷についての裁判所の判断は？ あおり運転の刑は？ というように、最近の問題が満載である。また、原発訴訟も差止めも含め取り上げ、論点の整理までされている。

二 つ目は、回答の深さ、緻密さが群を抜いていることである。現在ネット上でQ&Aが多く掲載され我々弁護士もよく参考にすることがあるが、この本はさすが裁判官が書いただけあって、市民向けというより、まさに我々弁護士にと

って実務に役立つものとなっている。裁判官がどの点に注目して判断するかも書かれており、自分が知らない事案は特に勉強になる。さらに、死刑について裁判官がどう考えているのか、裁判のIT化は簡単に行くかとか、裁判官自身がどう考えているのかも知れて興味深い。

三 つ目は、本当によくできたブツクレットにもかかわらず安い！ということである。自分もQ&Aを書いたり小冊子を作ったことがあるため、この質と内容でこの価格か！と正直驚く。だまされたと思って買って絶対に損はない本である。薄いの（八ミリ）鞆に入れて隙間時間に読むのを勧めたい。きつと、内容の充実に驚きます。また、姉妹編ブツクレット『裁判官が答える裁判のギモン』も役立ちます。

第17回

人権研究交流集会「差別が生まれる構造―ハンセン病問題から考える」(3/20・21 福岡)

第一七回人権研究交流集会 ご支援(弁護士参加協力券の購入)とご参加のお願い

第一七回人権研究交流集会実行委員会

本部事務局長 並木 陽介

既

にご案内のとおり、本年三月二〇日(土)・二二日(日)に、第一七回人権研究交流集会を福岡県福岡市(会場：アクロス福岡)において、開催致します。

チラシに詳細を記載しておりますが、二〇日(土)には、分科会を予定しています。ここでは、憲法問題や米軍基地問題、労働問題、原発問題等、様々な分科会を用意致しました。いずれも時宜に適った重要な企画で、必ず皆さんの興味関心に応え、また今後の活動に役立つものばかりです。ぜひチラシで詳細をご確認ください。

二

一日(日)開催の全体会テーマは、「差別が生まれる構造―ハンセン病問題から考え

る」です。世界的にも、そして日本国内においても、今なお様々な差別が問題となっております。このような差別が生まれる構造について、ハンセン病問題を中心として考えてみたいと準備しています。

シンポジウムのパネリストには、ハンセン病問題の当事者の皆さんだけでなく、作家や歌手、明治学院大学教授など様々な肩書を持つドリアン助川さんにもご登壇いただきます。ドリアン助川さんは、ハンセン病をテーマに、人間として生まれてきたことの意味、生きることの意味を考える小説『あん』の著者でもいらっしゃいます。この小説『あん』は、後に映画化もされています。全体

会シンポジウムでは、小説『あん』を書いた想い

や、その執筆活動の中で出会った人々などについてお話を頂く予定です。

こ

のコロナ禍の状況で開催!?と思われる方もいらっしゃるかも知れませんが、ご安心下さい。感染対策を徹底するとともに、すべての分科会と全体会のシンポジウムをウェブ配信しますので、移動の手間すらなく参加が可能です。なお、例年一日目の夜には懇親会を行っておりますが、今回は現在のコロナ禍の状況を踏まえ、懇親会は行わないことといたしました。

会員の皆様におかれましては、①まずはチラシをご覧いただき、②参加できてもできなくても手帳に日程を書き込み、③弁護士参加協力券のご購

入をお願い致します。

併せて、ご参加いただける方は、参加の申し込みもお願い致します。弁護士参加協力券の購入だけでは、ウェブでの参加に必要なURLをお送り

することはできません。会場での参加の場合は弁

護士参加協力券があれば参加は可能ですが、入場可能人数に限りがあり、定員に達している場合は入場をお断りせざるを得ない場合もございますの

で、人数調整の観点から是非事前のお申し込みをお願い致します。

何卒、ご支援、ご参加いただきますよう、宜しくお願い致します。

分科会紹介

弁護士として表現の自由を守るために 果たせる役割を考えます

市民運動と弁護士の役割分科会

昔からある路上でのデモから、二〇〇〇年代後半から急速に広まったSNSを活用した情報発信まで、表現のあり方が多様化する中で、どのような法的問題があり、それに対してどのようにに弁護士が関わることができるのかを二人の弁護士の話から学びたいと思います。

分科会の前半では、路上におけるデモの際に、弁護士として何かできるかを考えます。過去の憲法裁判でも、デモに対する公権力による規制の間

題が扱われてきましたが、現在でもデモに対する不当な介入が行われる事例が発生しています。路上デモでの弁護士の活動について、北海道警察によるヤジ排除事件において代理人弁護士を務めている神保大地弁護士にお話をうかがいます。具体的な事案をもとに、警察が規制の根拠としてあげている法令にも言及していただきながら、路上から法廷に至るまでの弁護士の活動について臨場感をもって理解できる内容です。若手弁護士にぜひ

きいていただきたいと思います。

分科会の後半では、インターネット上における表現の自由を考えます。インターネットの発達により、従来、路上や集会で行われていた表現がインターネット上で行われるようになり、SNS上での私たちの意見が政策に影響を与えることもあります。インターネット上の表現も、できる限り保障されなければなりません。一方で、誹謗中傷問題、ヘイトスピーチ問題等、他人の人権を侵害する深刻な問題が発生しています。インターネット上の表現の自由を守りながら、一方で、行き過ぎた表現をどのように規制していくべきか、「石に泳ぐ魚」事件ほか数々の名誉毀損事件を担当されてきた佃克彦弁護士にお話をうかがいます。佃弁護士は、表現の自由と名誉毀損との境目は、「公共性」の広狭にあると指摘されています。何が許されて何が許されないのかを考えるヒントをつかめる内容です。

当日は、リアルとオンラインのハイブリッド形式で行います。会場まで足を運ぶのが難しいみな

さまも、ぜひオンラインでの参加をお願いいたします。なお、神保弁護士は会場で、佃弁護士はオ

ンラインで参加されます。

(東京 岸 朋弘)

原発を廃炉に！

——政策転換を求める原告二万人訴訟の取り組み

原発二万人訴訟分科会

多くの国民は、東京電力福島第一原発事故が

起きるまで、日本では、チェルノブイリ事故のような原発事故は起こりえないものと信じていました。

ところが、実際に事故は発生しました。

事故によって原発推進体制の不合理性が明らかになりました。規制当局が、規制される電力会社側の論理に取り込まれる「規制の虜」という現象が起きていたこと、原発被害を隠蔽して加害者の都合で被害者を切り捨ててしまう補償政策が実行され、早々に再稼働が企図されることなどです。このようなことから、私たちは、今回の事故の原因は、個々の原発そのものの問題に限らず、大きく国策民営のもとでの原発推進政策そのもの

に求めることができると考えています。

東京電力福島第一原発事故によって脱原発の世論は大きな高まりを見せましたが、一方で、原発推進勢力は頑強な抵抗を示しており、脱原発を実現するためには、これと対峙していく必要があります。

私たち原発なくそう！九州玄海訴訟団は、原発政策の問題を解決するには個別の電力事業者だけではなく原発推進政策を展開してきた国も巻き込み、責任をとらせていくこと、すべての原発の廃炉を実現するためには「フクシマで経験した被害で団結」し、廃炉を求める国民世論の大きなうねりを興していく「力ある正義」を実現していくことが必要だと考えています。

これまで私たちは、法廷の内外で様々な取り組みを行ってきました。今回の分科会では法廷外の取り組みとして風船プロジェクトと佐賀県内のすべての自治体との交渉について報告します。

風船プロジェクトでは、風船が到達する距離には事故の際に放射性物質も到達するという前提のもと玄海原発から季節毎に四回風船を飛ばし、私たちが飛ばした風船は、偏西風につて九州を始め西日本一円に到達しました。原発再稼働にあたって立地自治体の同意が問題になっていますが、立地自治体の周りには広汎に被害リスクを抱える自治体が数多く存在していることを明らかにしました。

それを踏まえ、私たちは、被害リスクを抱える自治体に対し、原発再稼働に関する評価や地元同意の内容の明確化、住民避難の課題をともに考えるためにアンケートを実施し、原発の再稼働が許されず廃炉を実現する必要があることを確認する交渉を続けています。

脱原発運動に取り組む皆さんとともに、これらの闘いについて意見交換ができればと思っています。奮ってご参加ください。

(福岡 田上晋二)



岩手支部会員の活動報告

岩手 小笠原基也

一 岩手支部の概要

岩手支部は、現在会員四名です。弁護士会の会員数が一〇三名なので、加入率三・九%という極小規模な支部です。二〇〇六年の活動報告の際は、ひまわり基金法律事務所に赴任された方を含めて、六五名中二名が加入していたものが、亡くなられたり、脱退されたりし、他方で若手の加入がほとんどないという状況です。

それというのも、一五年ほど前に、一度新人歓迎会をやったことと、拡大常任委員会が盛岡で開催された際に多少のお手伝いをしたぐらいで、支部としての活動がなく、知名度が低いこと、ロースクールと新司法試験が始まってからは、修習生で青法協に加入している方の岩手弁護士会への登録がほとんどないこと、ひまわり基金や法テラスに赴任してくる弁護士にも会員がいなことなどが理由として考えられます。

それでは、青法協的な活動は何もやっていないかというところではなく、むしろ、青法協会員が、弁護士会の重鎮? となつて、非会員の若手・中堅弁護士とともに、様々な活動を行つています。いわば、弁護士会が、青法協化していると言つても過言ではないと思います。

以下では、当支部の会員が関わっている様々な活動について紹介したいと思います。

二 憲法問題、平和問題

当支部の吉田瑞彦会員が、岩手弁護士会憲法委員会委員長、私が同委員会副委員長となつて、岩手弁護士会の憲法に関する活動を行っています。

弁護士会によっては、「強制加入団体が、政治問題に首を突っ込むのはけしからん」という意見が出ることもあるようですが、岩手弁護士会では、そのようなことはなく、憲法委員会の主導のもとに様々な活動を行ってきました。昨年こそ、新型コロナウイルス騒動のためできませんでしたが、これまで、毎年一回は市民向け憲法シンポジウムを開催しています。その一例を挙げると、

二〇二二年 東日本大震災と憲法

(水島朝穂早稲田大教授)

二〇二五年 集団的自衛権を考える県民集会
(八法亭みややつこさん)

二〇二六年 緊急事態条項は憲法に必要か?

(水島朝穂教授、永井幸寿弁護士)

二〇二〇年 日本国憲法下における自衛隊
(半田滋東京新聞論説委員)
などです。

また、秘密保護法や集団的自衛権・安全保障法をめぐることは、弁護士会が、生協連などの平和団体と連携し、会長が先頭に立って街頭演説やデモ行進などを行いました。これも、憲法委員会

が音頭を取って行ってきたものです。

加えて、青法協の会員は、弁政連岩手支部の理事、会員も兼ねているため、憲法問題についても、積極的に県議会議員や国会議員と懇談を重ねています。ご存じのとおり、岩手は、小選挙区で野党が優勢であり、県議会では、民主・社民・共産が与党で、自民・公明が野党という状況であり、有益な議論がなされています。

三 死刑廃止のための活動

岩手弁護士会では、死刑問題も憲法委員会の所管とされており、前記の吉田会員が、日弁連死刑廃止本部の委員でもあるため、精力的に活動しています。二〇一九年度には、会内勉強会を行いました。昨年度は市民集会を予定しましたが、残念ながらコロナのため延期となっています。

四 災害被災者のための活動

二〇二一年三月二日の東日本大震災発生後から、個々の会員としても、また岩手弁護士会としても、被災者に向けた様々な法的サービスを提供するとともに、国や県、市町村に対し、提言・要望を行ってきました。

私個人としても、被害の大きかった陸前高田市について、故千田功平会員の案内で、四月の下旬に現地入りして、現地を視察するとともに、市長

や市議会議員などとの懇談を行いました。また、八月には、故横道三三男会員とともに、宮古市の状況視察、市長等との意見交換を行いました。岩手支部の会員が、本庁だけではなく、支部にもいたことで、適切な状況把握ができたと思います。

また、石橋乙秀会員は、当時岩手弁護士会の会長でしたが、発災直後から被災者のための活動を行い、現在まで東日本大震災災害対策本部の部長代行として、様々な活動を行ってきました。それは、「弁護士会NEWS」の発行・配付、避難所、仮設住宅・災害公営住宅での巡回相談のような草の根の活動だけではなく、そこで酌み取った住民の意見を元に、相続放棄の熟慮期間の特別法による延長、義援金等の差し押さえを禁じる法律、総合支援法の改正による被災者への無料法律相談制度の確立など、立法提言とその実現なども含まれています。

五 各種訴訟等

各会員がどのような訴訟に関わっているかについては、把握していないので、私が関わっているもののみにしますが、ご報告します。

①年金訴訟（年金減額改定取消請求事件）

平成二四年改正法により、それまでの「特例水準」を段階的に引き下げて（年金を減額して）、マクロ経済スライド発動の地ならしとしたことが違

憲であるとの訴えで、全国で提訴している集団訴訟です。

②建設アスベストじん肺東北訴訟

建設業に従事していた労働者が、アスベストによりじん肺等の疾患になったことについて、企業の責任を追及する訴訟です。全国各地で提起されていますが、東北でも、弁護士団を結成し、提訴しました。

③優生保護法廃止後の不好手術強要についての人権救済申立

優生保護法による不妊手術の強制については、各地で弁護士団が生まれ、訴訟が提起されていますが、この制度の廃止後も、家族や医療従事者の精神障がい者に対する偏見により、不妊手術が事実上強制されるという事例があります。

その中で、東京と岩手の二事例について、日弁連に対して人権救済申立てをして、現在審理中です。

六 今後の支部のあり方について

最初に書いたとおり、党支部は弱小勢力となっています。会内には、社会的活動を積極的に行う弁護士が多い中で、青法協の活動を盛り上げる知恵があれば、おかしいだけだと幸いです。

シリーズ
憲法を知るための

12作品

『The PROM』 ライアン・マーフィー監督

—「みんなのプロム」を作るには……?—

神奈川 藤井 啓輔

一 なぜ、「The PROM」なのか

「アメリカ・インディアナ州の高校に通うエマは、同性の恋人アリッサを、卒業を控えた在校生の為にダンスパーティー（プロム）に同伴しようとする。しかし、同性愛者に嫌悪感をもつPTAがこれを拒絶。エマのプロム参加の可否は州検事や裁判所が乗り出す社会問題となる。騒動を聞きつけた、かつてのトニー賞受賞女優ディーデューをはじめとする落ち目のブロードウェイスター達は、出演作品の宣伝や自身の名声回復の為にこの騒動に一枚噛もうと町に乗り込むが……」

このNetflix配信のミュージカル映画（元はブロードウェイミュージカル）の出だしを聞いて、「憲法との関連性はあるのか?」と思われた方もいるかも知れません。

しかし、自分は、この作品の楽しい音楽や人間ドラマのなかに、「未だ続き、これから残念ながら産み出される差別や偏見に『非当事者』として対峙する際の注意書と解決策」としての側面を感じました。

ミュージカル映画である本作品の楽曲紹介も交えつつ、本作品の前記した側面に絞って御紹介できればと思います。

楽曲の一部はYouTubeで公式配信されていますので、是非一度ご覧になってください。

二 リベラル派にも耳の痛い注意書?

本作を三幕の構成に区分けすれば第一幕、落ち目のブロードウェイスター達は「セクシュアルマイノリティの権利の擁護」を大義名分に、エマが住む町に乗り込みます。

しかし、落ち目のスター達がエマの住む町に乗り込もうと決意する場面で歌われる“Changing Lives (Reprise)”や、スター達がエマの学校で行われているPTA・学校長・生徒会での討議に乱入して歌う“*It's not about me*”の歌詞には、彼らの傲慢さと内心でもっている差別心が表れてしまっています。

この二曲の歌詞は、大雑把に纏めてしまえば「(劇中で描かれている)インディアナ州の町の人々は『無知な田舎の差別主義者』であり、『ハリウッドのリベラル派』である自分たちが、彼らを『啓蒙』して考え方を改めさせてやろう! エマがそれを望んでいるかは知らないが!」といった風です。

しかし、こうした姿勢で「差別主義者」と対峙しても、差別的解消に資さないだけでなく、当事者の意思に反した「余計なお世話」にもなること

は明らかです。

案の定、彼らの乱入で、PTAやエマのクラスメートたちは却って態度を硬化させます。

差別主義を根絶すること、差別的な言説を公然とする人々に考えを改めて貰うという目的は重要なことです。しかし、非当事者が紛争に割って入ってきて、当事者の意向を聞かないままに（ここまで露骨に「上から」でないにしても）「正論」を叩きつけるという手段では、事態は混乱するだけという本作の展開は、世にあふれる差別に憤っては「自分の考えるところの正論」を叩きつけたくなる自分にとっては、耳の痛い話に感じました。

三 「敵対者」のライトサイドに働きかけるといふ解決策

第二幕の終盤、第一幕での自分たちの振る舞いを省み、エマの為にできることをしようと動き出したスター達の一人、トレントは、エマをいじめているクラスメートたちの説得に乗り出します。

その場面で歌われるのが「Love Thy Neighbor」という曲です。

この歌の前半部分は、「聖書の教え」を根拠にエマを否定する彼らに、コメディタッチな曲に乗せて「君たちや君たちの家族だって、聖書のタブー（タトゥー、婚前交渉、離婚、自慰行為！）を破っているじゃないか。聖書を都合よく摘まみ食いは

できないんじゃない？」と語りかけます。

この部分だけ聞けば「一部の差別的なキリスト教徒の二重基準への皮肉」ですが、自分がこの曲を良いと思った理由は、この曲が皮肉に終わらなかったところからです。

この曲は、皮肉パートに続き、「そうした細々した戒律より、『Love Thy Neighbor（隣人を愛せ）』という教えに立ち返るべきでは？」と提示します。

重要なのは、トレントが「聖書に従う」というエマのクラスメートたちの「良識」を全否定はせず、部分的にそれに乗って「君たちの『良識』の核心部分からすると、別の道があるのでは？」とボールを投げ返す点です。

「差別や偏見の根っこに『差別主義者に見える人々』の信じる『良識』があり、かつ、その『良識』のすべてを否定する必要ではない場合」という限定的な局面での話ですが、「差別主義者」「敵対者」のライトサイドに働きかける（キリスト教が常にライトサイドかはさておき、隣人愛一般が「善きこと」であることには合意を頂けるかと思えます）との戦略は、我々が差別に非当事者として対峙するにあたって有効な解決策かも知れません。

四 簡単には変わらない世界だからこそ

基本的には、「みんなのprom」というハッピー

なゴールを目指して進んでいく本作ですが、ただ幸せに（意地悪な見方をすれば「お気楽に」）は終わってくれません。

この物語には、社会の多数派と異なる性的指向をもったわが子を否定した過去のある親が三人登場します。「登場します」と言ったものの、そのうちの一人は劇中では最後まで我が子のありのままの姿を受け入れることができず、その姿を見せることはありません。このように、本作は、簡単には変われない人、社会の現実があることも認めたうえで、それでもいつか来るべき「誰もががあるがままの自分であることを肯定される世界」「みんなのprom」を目指すというメッセージで幕を閉じます。

そして、そのメッセージは、本作品のフィナーレで流れる「It's Time to Dance」という曲に表れています。

とりとめのない御紹介でしたが、この作品が差別と対峙する当事者や非当事者への励みやヒントになることを祈りつつ、「It's Time to Dance」の歌詞を引用して紹介を終えたいと思います。

“Build it now Make people see how the world could one day be It might come true if we take a chance But 'til that day come I say cue the drums It's time to dance.”

ロースクール制度の 現状に対する雑感

あいち 岡松 勇希

1 はじめに

今回、「ロースクールの社会的意義や功罪についての体験談」というテーマで執筆依頼を頂いた。なかなか難しい話だと思うが、一人のロースクール修了生という立場から、実体験を踏まえ、本来の制度目的の達成度合いなどについて、ロースクールの実情を踏まえて言及したい。

2 ロースクールの目的

ロースクール制度が構想されたそもそもの目的は、①法曹の質を維持しながら②法曹人口を拡大させることにあるとされている。すなわち、司法試験に対する受験技術に偏重していた法曹養成過程に対し、司法試験という「点」による選抜ではなく、ロースクール教育、司法試験、司法修習、という「面」によるプロ

セス教育により、質の高い法曹養成を行うということである。

また、③法学未修者の入学ルートも確保することで、多様なバックグラウンドの人材を法曹にする、という目的もあつたように思う。

3 本来の目的は達成されているか？

(1) ①の目的

ロースクールでは、司法試験合格のみを目的とした受験指導ではなく、基礎的な概念の習得から始まり、判例検討や複雑な要件事実論といった座学はもちろん、模擬裁判やエクスタインによる実務に即した学びを享受することができるとされている。

また、ロースクールの授業は双方向で行われるため、学生は、課題をこなすことはもちろん、毎日の予習と復習でかなりハードな毎日を送ることになる。意欲旺盛なクラスメー

トの存在もあり、一人ではなかなか維持できない勉強量を維持しやすい、という点もメリットかもしれない。

その後の司法修習の内容を加味しても、とても現在の一年間の司法修習だけでは、実務に即した研修としては不足していると感じるので、ロースクールでの講義が実務法曹養成のために重要な役割を担っていると感じる。

(2) ②の目的

単に試験合格者数を操作すれば達成できるため、ロースクール制度との関連性は薄いと考える。

ただ、ロースクールで二年あるいは三年学びを積み重ねてきた者は、単なる受験技術にとられない、法曹となるための最低限の知識と考え方を備えている（はず）であるから、ロースクール修了生を増やすことは、一定の質を備えた法曹を増やしていくための土台とはなっているように思う。

(3) ③の目的

この目的については、一定の効果があるように思う。ロースクール制度が創設される前であっても、一念発起して法曹を目指すと思えば誰でも目指すことができる。しかし、これまでの職を捨て、何年かかるか分からない司法試験合格に向かって走り出す決意を固め

ロースクールの実情と 法曹養成

ることは容易ではない。

ロースクール制度が創設されたことで、二年あるいは三年しっかり頑張れば、司法試験に合格できるのではないかと、人生設計しやすくなった(あるいは合格できなくても自分の中で区切りをつける期間として考えやすい)。実際、私の通っていたロースクールにも多様なバックグラウンドの方が在学しており、期間を区切って司法試験に挑戦する、という方がほとんどだったように思う。

4 ロースクール出身者からみた「功」

何よりも、ロースクールを母体とした同業者との広く深いつながりができる、ということが挙げられる。入学から修了までを共にした同期はもちろん、先輩、後輩に関しても、その多くは実務法曹となる。自身が法曹として活動していく中でその人間関係はとて得がたい財産である。

5 ロースクール出身者からみた「罪」(問題点)

(1) 法曹人口を増やすことが第一優先になっているのは……

私自身、そこまで良い成績で司法試験を突破したわけではないの

で大きな声では言えないが、現在の受験者数に比して、合格者数の割合が年々増加しているのは気になる点である。

例えば直近の①採点対象者数、②合格者数を見ると、

平成二九年…①五九二九人②二五四三人
平成三〇年…①五二〇〇人②二五三五人
平成三二年…①四四二九人②二五〇二人
令和二年…①三六六四人②?

これを見ると、一五〇〇人は必ず合格させる、という意思が強く働いているように思う。

私が今本稿を執筆している令和三年一月二〇日が令和二年度試験の合格発表日であるが、仮に今年も一五〇〇人の合格者数を維持するとすれば、合格率はかなり高まる。

法曹の質を維持するという観点からみると、いささか合格率が高いようにも思える。

(2) 出口の整備がしっかりしていないのは……

ロースクールに入学してくる者は、司法試験に合格し、その後法曹として活動することを目指している者がほとんどである。しかし、門戸が広がったとはいえその全員が必ず司法試験に合格できるわけではない。であるからこそ、ロースクールで学んだという経歴を活かせる進路の幅をロースクールが主導して広

げるよう整備する必要があるのではないかと。

もちろんロースクールとしてもそのような活動を行っていることは重々承知だが、少なくとも私が修了した頃のことを考えると、司法試験受験を諦め法曹以外の道を選択することを決意した者にとつて、ロースクールでの経験が活かせるような就職支援が十分に行われているとは感じられなかった。

ロースクール志望者数の減少が著しい昨今において、ロースクールを修了した、ということ自体の価値を高める活動に力を入れることは重要であるように思う。

6 まとめ

色々と述べてきたものの、ロースクール出身者の一人としては、やはりロースクール自体は存続して欲しいし、存続する意義もあるように思う。ただ、現状のままでは、ロースクール入学を志望する人の数も減り、制度自体の存続が危ぶまれるのではないかと、危惧している。

ロースクール制度が始まって一五年余りが経過した今、顕在化した制度の問題点にしっかりと光を当て、法曹を含めた周辺業界により活性化の一助にいくことが必要になっていくように思う。

『桜を見る会』を追及する法律家の会」主催

『桜を見る会』前夜祭 告発人集会」報告

2 / 2
開催

本年二月二日、東京・全国町村会館にて、「桜を見る会・前夜祭 告発人集会」が開催され、オンラインを含め一〇〇名以上が参加しました。

■「法律家の会」の活動の経過

二〇二〇年二月に法律家の会が結成され、「桜を見る会・前夜祭」会場となったホテルへの支出に関して、政治資金規正法違反や公職選挙法違反などについて追及してきました。二〇一八年四月の前夜祭について告発人を広く呼びかけ、最終的に九七七名もの法律家が東京地方検察庁に告発を行いました(第一次告発)。うち一〇名は、二〇二〇年二月二日、告発の対象を二〇一五年以降の前夜祭すべてに広げるとともに、安倍晋三氏の政治資金団体である晋和会についても収支報告書不記載を問い、また会計責任者に対する安倍氏の選任監督義務違反についても告発しました(第二次告発)。

ところが、同月二四日に検察庁は、後援会代表者である配川博之氏のみを略式罰金(二〇〇万円)とし、安倍氏を含む三名を嫌疑不十分であるとして不

起訴しました。これに対して、集会開催日に、第二次告発人が検察審査会へ申立てを行いました。

■告発人集会の概要

法律家の会を代表して小野寺義象弁護士は、安倍氏の首相辞任は桜問題も一端となっていることを強調し、安倍氏は国会でも不誠実な答弁を行っており辞任による幕引きは許さないと指摘しました。米倉洋子弁護士は、安倍氏が国会でホテルの明細書の存在を認めながら公開しないことは許しがたい、ホテルへ支払った補填分の原資は突如「繰越金」という名目の「収入」を作り上げることで辻褄あわせをしている、その「訂正」をした翌日に不起訴としている点も極めておかしいと批判しました。

立憲民主党の辻元清美議員は、衆議院予算委員会で安倍氏が謝罪することもなく、逆に「領収証を亡失した」「お金を払ったのは私(安倍)個人だ」と述べるなど新たな嘘をつき、晋和会をかばう発言をしていることを問題視し、国会での証人

尋問を実現したいと述べました。

日本共産党の宮本徹議員は、安倍氏は国会でホテル側への支出は会場費と言いつけているがこれは通用しない、二〇一四年以降に収支報告書へ記載しなくなったのは小沢優子議員の事件があり、このままでは寄附行為に当たるとの認識を持ったからに違いないと述べました。

毛利正道弁護士からは、寄附行為についての犯罪成立の要件に関連して、受け取った側に公費なのか否かの明確な認識がなくても犯罪が成立するとした事案が紹介されました。上脇博之教授は、後援会の収支報告書の繰越額が「訂正」された点について、ぴったりと数字合わせができたことから裏帳簿がある可能性があると述べ、補填の原資が官房機密費にあたることから検察庁も強制捜査を控えた可能性もあると指摘しました。澤藤統一郎弁護士は、第二次告発をした二日後に不起訴処分とするという杜撰な捜査がなされているはずはなく、権力におもねる必要のない検察審査会の判断に期待していると述べました。

■今後の方針

今後、法律家の会は、刑事確定記録の開示手続きを行い、検察審査会において「起訴相当」の判断がなされるように資料を追加提出する予定です。

(大山勇一)



「裁判を受ける権利」

これまで三回にわたり新人時代のハンセン病国賠訴訟での経験を書いてきました。今回は西日本訴訟のことを紹介します。一審提訴後、弁護士は療養所に通い、原告となることを呼びかけました。特に九州の西日本弁護士は、九州・沖縄の五園に加え、瀬戸内訴訟が始まるまでは瀬戸内の三園にも足繁く通い続けるという活動を続けました。

しかし、原告はなかなか増えませんでした。入所者にとって、故郷の家族に迷惑がかかるということが障害になっていました。家族の一人が療養所に入っただけでも、家族は村八分になり壮絶な差別を受ける恐れがありました。誰もが、自分が存在しないことにして何十年も生きてきたのです。国が元患者のあらゆる基本的人権を制約し、不妊と堕胎を強制したことは許されない国家犯罪ですが、ただ園の中で生きて死んでいく存在として社

会から烙印を押され、家族とも断絶し、やがては自分がそう扱われても仕方のない存在なんだと精神的に殺される、それが被害の実態でした。

入所者は誰もが「園名」を名乗り本名を隠していましたが、提訴にあたり、それも秘して原告番号で呼ぶことにし、当事者目録は裁判所の金庫に鍵をかけて厳重に保管することとしました。多くの原告は原告になったことを園内でも隠しました。国相手の裁判をしたら、報復として療養所が廃止されて入所者は社会に放りだされてしまうのではないか、身元も知られてしまうのではないか。それを恐れて、原告になることは他の入所者に迷惑をかけるだけだという意見も園内で根強かったのです。弁護士が園内の宿泊所に泊まれないとか、出入り禁止にされるということもありました。弁護士は原告の居室に泊まらせてもらいながら、話を聞きたいという一人一人と向き合い、ゆつくり、何度でも話をして、原告を迎え入れていったのです。

西日本訴訟も最終盤に入った二〇〇一年一月一日、国側の三人の証人に対する反対尋問が行われました。厚生省疾病対策課長であった岩尾總一郎氏、星塚の園長である今泉

正臣氏の陳述書には「入所者個人に対し損害賠償がいささかでも認められるとすれば、現在の在園者への処遇は見直さねばならない」との趣旨の記載がありました。これは前記のように、入所者が最も恐れる事態であり、原告への卑劣な恫喝でした。現役の園長が言う訳ですから。しかし、徳田弁護士ら西日本弁護士団の厳しい反対尋問に窮した国側証人は崩れていきました。そして今泉証人に対して、杉山正士裁判長が最後に問いました。(問)「裁判を受ける権利というのは裁判の結果によつていかなる不利益も受けないということではないんですか」。(答)「もちろん、そう思います」。(問)「あなたは裁判の結果で処遇の枠組みをさらに不利益にすることに賛成ですか」。(答)「全く反対です」。本質を突いた補充尋問だと思います。この尋問から裁判官の心証を酌み取り、弁護士は「勝てる」と思ったとか。これを導いたのは、やはり弁護士団の反対尋問の成功であり、原告一人一人の被害を丁寧に訴え、療養所の検証で裁判官に被害を実感させたことにあると思うのです。そして翌年五月二日、国の責任を全面的に認め、違憲と断罪した熊本地裁判決が出たのです。

(弁護士合同部会議長 上野 格)

六〇〇号発行にあたって

「青年法律家」をもとに時代の流れを振り返る

広報委員会委員長 高野 真人

五

〇〇号発行の際、特集を組んで「青年法律家」創刊以後の歴史を振り返ったが、その後八年強が経過した。そこで、この間の社会の動きと掲載記事の傾向について振り返ってみたい。なお、ここで取りあげた問題以外にも、見過ごせないものはたくさんあるが、決してそれらが重要性に欠けるというわけではなく、あくまで、五〇〇号以降の流れを特徴づけるものを選んだ結果であることをお断りしておく。

五

〇〇号の発行時(二〇二二年一〇月)は、東日本大震災という大惨事から少し時間が経過し、既に「大震災後」の時代になっていたわけであるが、六〇〇号に至る時代に、この災害からの復興がなされたと言いたい。なんとと言っても、福島原発事故が起点となった、原発裁判などが継続する。五〇二号(二〇二二年二月)で原発

被害の避難者訴訟が始まったとの報告記事が掲載され、その後、原発事故被害者による、東電及び国に対する損害賠償訴訟が次々に提起されていく。同時に、原発の操業差し止めや運転許可処分の取り消しを求めるタイプの訴訟も提起され、その報告がなされていく。

損害賠償訴訟においては、東電の責任は当然のこととして国の責任も肯定されるかが注目点であった。この点は結論が分かれるところであったが、二〇二〇年九月三〇日の仙台高裁判決が国の責任を肯定し、損害論においても被害者に有利な判断を示したという成果を得るに至った(五九七号、同年一月号)。また、操業差し止め請求タイプの訴訟では、容易には差し止め判断はなされないという以前からの状況は変わらない感があつたが、二〇一四年五月二一日福井地裁が大飯原発の操業

差し止めを認め(五二〇号、同年六月号)、二〇一五年四月一四日には同地裁が高浜原発の差し止めを認める判断を示し(五三三号、同年六月号)、その後も、二〇一六年三月九日大津地裁が同様に高浜原発の差し止めを認めた(五四三号、同年五月号)。最近では、二〇二〇年一月一七日広島高裁が伊方原発の差し止めを認める判断を示し(五八九号、同年三月号)、大阪地裁も同年二月四日伊方原発の差し止めを認めるに至った。五〇〇号以降は原発問題激動の時代と言ってもよいであろう。

改

憲問題・平和安全問題についても、以前からと同様、あいかわらず見過ごせない動きがあつた。政権側は、いきなり憲法九条改正問題に踏み込まず、憲法改正規定の変更という戦術をとろうとしていたが、正面から九条を変える動きを示すようになってくる。内閣法制局長官のすげ替えまでして集団的自衛権に関する政府見解を違憲から合憲に変更させ(五二二号、二〇一四年八月)、「戦争法案」と非難された安全保障法案の国会提出が行われるに至り、これに対して反発する市民の動きも活発化した(五三四号、二〇一五年八月)。安倍首相は、憲法九条の改正案を自ら打ち出し、平和憲法体制の正面からの変更を行おうとするに至った。青年法律家では、二〇一七年初に座談会「安倍明文改憲を阻止する」を掲載す

るとともに(五五一―五五三号)、「憲法審査会審議批判」の連載を開始し(五五二から五六五号にかけて掲載)、五六二号(二〇一七年二月)からは「安倍改憲NO! 研究者リレー論文」の連載を開始した。後述のように安倍政権は崩壊したものの、改憲をめぐる緊張状況は次の時代にも継続される。

法

曹資格者の著増策・法科大学院制度などが実施されてかなりの期間が経過しているが、五〇〇号以後、その問題性が露骨にあらわれるようになっていく。法科大学院入学者の司法試験合格率が極めて低く、法科大学院を廃止する大学が次々に出てきた。また、合格率の低い法科大学院を卒業して司法試験を受験するやり方せず、予備試験を受験して早期に司法試験合格を目指すやり方で合格を目指す者が増加し、予備試験合格組のほうが司法試験合格率高いという、制度の理想とは正反対の状況が明白になった。「青年法律家」では法曹養成制度の問題を継続的に取りあげてきた。五〇五号(二〇一三年三月)から「ロースクールの実情と法曹養成」の連載を開始した。ロースクール経験者による意見・感想であり、未だに継続している。五二二号(二〇一四年七月)からは、「法曹養成制度の新局面」と題して、法曹養成制度・司法試験制度で生じている問題状況を踏まえた論述の連載を開始した。五四

〇号まではほぼ毎号連載に近かったが、その後散発的な掲載となっている。

改

憲をねらう安倍政権は、その末期に発生した森友問題や桜を見る会問題で、私的利益のための地位利用があったのではないかと追及を受けたが、正面から対応することを選ばず世評を下落させた。その後、それまで政府見解で否定してきた国家公務員法の定年延長規定の検察官への適用を、解釈変更をしたとの一言で強行し、検事総長の人事を都合のよいものにしてしまうものとして、世論の猛反発にあい、結果としてご都合主義的人事の夢は潰えた。しかし、さらに政権運営を強行しようとしたところ、新型コロナウイルスの蔓延という災禍の発生及び対応の拙劣さから、退陣に追い込まれた。だが、後を継いだ菅政権においても、学術会議会員任命拒否問題が発生しており(五九七号、二〇二〇年二月)、恣意的制度運営を恥ずかしげもなく強行しようとする政権の姿勢は変わっていない。

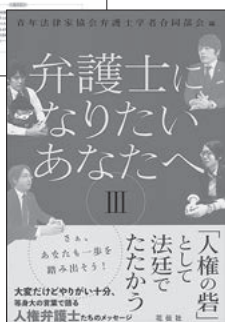
新

型コロナという抵抗しがたい災いはまだ続いている。その渦中で人々の権利が侵害される事態が起こってきつつある。五九九号(二〇二二年一月)からこのテーマの座談会記事が掲載されているが、六〇一号からの時代は、事態が終熄し「コロナ後の時代」となることを願いたい。

2017.1.25.551号



2012.10.25.500号



青法協弁学合同部会設立50周年
&『弁護士になりたいあなたへⅢ』
(花伝社)出版記念レセプション

今後の日程

【常任委員会(全国ミーティング)】

*第4回(春)

2021年3月21日(日) 福岡

【第52回定時総会】

2021年6月26日(土)～27日(日) 岡山

第17回人権研究交流集会(アクロス福岡)

3月20日(土)

分科会 13:00～15:00 15:30～17:30

3月21日(日)

憲法劇 9:30～10:00

全体会 10:00～13:00

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】 3月8日(月)13時～

【修習生委員会】 3月10日(水)10時半～

【広報委員会】 3月24日(水)18時～

▶各種企画につきましては、ホームページの「イベント・学習会のお知らせ」をご参照ください。支部の企画も掲載しています。



福岡で会いましょう！

第一七回人権研究交流集会終了後、後記の要領で第四回拡大常任委員会(春の全国ミーティング・福岡)を行います。ぜひ、ご参加下さい。

記

■日時 二〇二一年三月二日(日) 一四時～一七時
■会場 アクロス福岡+オンライン



編集後記

▼創刊六〇〇号は、二年目となるコロナ禍での発刊となった。▼ウィルスの感染は自然災害だが、その対応における無策や誤りによる被害の拡大は人災であろう。損害の保障を手当しないまま営業活動の自粛を求め、生活破綻を黙殺する。そうかと思えば、一部の業種を優遇するための「Go To」キャンペーンで感染収束の機会を逸する。▼同じような思いを、五〇〇号の頃にも体験した。大地震や津波は自然災害だが、これによって引き起こされた原発事故は人災であり、さらにその被害の放置は二重の加害行為であろう。そのように嘆じたことを思い出す。その被害回復のための膨大な訴訟は、まだ収束しないでいる。▼このような政治の無策が続く限り、「青年法律家」の役割も続く。その活動を、これからも丁寧に報じ続けたい。

(米倉 勉)